

よしかわ通信



りん どう
櫻道

向春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、ひとかたならぬご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の漢字は「暑」 ラニーニャ現象による昨年の猛暑から考えられました。さらに、そのラニーニャ現象により今年の冬は寒さが厳しく、各地で大雪の騒ぎとなりました。暑かったのは「地球温暖化」のせいかと思っていましたが今のところ、関係している可能性はあっても明らかにはされていないらしく、あくまでも自然現象ということです。ラニーニャの後にはエルニーニョがきて、冷夏暖冬になるそうです。夏は猛暑により、熱中症になる方が多かったですが、この寒さの影響でインフルエンザや肺炎が流行しなければいいなと思っています。



発行

高萩市議会議員

よしかわどうりゅう

吉川道隆

高萩市安良川686

TEL 0293-24-0833

FAX 0293-22-3340

ホームページ <http://www.douryu.net>

E-mail info@douryu.net

高萩市・日立市事務組合 解散 (平成23年3月31日)

経緯と現状

もともと高萩市・十王町事務組合だったが、十王町が日立市と合併したことにより、事務組合が行っていた事業 ① 消防 ② ゴミ処理 ③ し尿処理 ④ 斎場、火葬場について、内容の見直しが行われてきた。①消防については、すでに、高萩市単独の業務となっている。②ゴミ処理については、日立市に委託してきたものを民間委託に変更した。

③し尿処理と④斎場について、これから課題となっているのだが、今回は、③し尿処理事業について、検討された。④斎場については、解散後、民間に管理を委託する予定で今後、調整される。



当初提案の内容

- ①財産処分
建物→高萩市へ帰属
土地→両市共有
- ②職員の身分の取扱
高萩市1名、日立市3名
- ③決算剰余金の清算
- ④高萩十王斎場の使用
- ⑤将来的な課題の整理
解体費用の負担等

全体協議会の意見 (5回開催)

- ①財産処分
土地→高萩市へ帰属
- ⑤将来的な課題の整理
協定書提示、調整会議設置
- ⑥収集区域区分の見直し等
行政界への見直し
花貫への搬入時の経費負担確保

日立市との調整結果

- ①財産処分
建物→高萩市へ帰属
土地→高萩市へ帰属
- ②職員の身分取扱～
高萩市1名、日立市3名
- ③決算剰余金の清算
- ④高萩十王斎場の使用
- ⑤将来的な課題の整理
解体費用の負担
協定書締結、調整会議設置
- ⑥収集区域区分の見直し等
花貫への搬入時の経費負担確保

~~(注)~~~棒は変更した部分~~

9月における、解散の賛否では、日立市に対し、協議事項の内容を見直してほしいという意味で、高萩市は否決となった。

高萩市内でも下水道整備が進んできて、各家庭において水洗トイレが普及していくと、汲み取りを頼む家庭が減少する、よって、し尿処理業者としては、今まで通りには仕事がなくなってしまうということになる。

しかし、全世帯が水洗トイレになり汲み取りの必要性が全くなくなるというわけではなく、いくら少なくなってしまっても、し尿処理をやってくれる業者がいなければ困る。だから、下水等整備を進めている行政としては、業者が「このままではやっていけないから、この仕事はやめます。」と、言われることがないよう、営業を継続できる状態を保つため、何らかの補償、または代替業務を提供する必要がある。ところが、現時点で市長からそのことに関してコメントがなく、考えを確認しておかなければならないと思っていた。

この問題については、今回からではなく、下水道整備が計画され始めた昭和63年より、業者から話があがっており、平成4年、5年、7年、14年には事務組合に対し陳情書も出されていた。しかし、事務組合としては、要望として受け付けただけで、議会にかかることもなかった。

平成22年第6回臨時議会

議案貨疑

質問 高萩市・日立市事務組合解散に伴う財産処分に関する件について、解散そのものについては賛成するが、収集地域の区域の見直しについて一点だけ確認したい。松岡地域の下水道整備が進んでいくと、し尿処理業者の業務が厳しくなる。**※合特法**に従って、行政が補償するかどうかという点が問題になってくると思うが、市長としてはどのように考えているのか？

今まで業者の方から何度も高萩市・十王町事務組合に対し、陳情などがあつても取り上げてこなかつた経緯がある。解散の前にはっきりした考え方を示していただきたい。

今までは事務組合だから、日立市を含めた方向性ということだったが、24年度以降は高萩市単独になるので、最終的には市長の判断になると思う。前向きな対応をお願いしたい。

市長答弁▶ 今まで、事務組合の方からいろいろ要望書が出されてきたが、回答してこなかったことを管理者として深くお詫びしたい。今後は、今の指摘を踏まえ、国、県、弁護士等の見解をいただき、検討していくたいと思っているので、ご理解いただきたい。

※合特法

正式には「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」といいます。一般廃棄物の処理責任を有する市町村の代行者として委託または許可を受けたし尿処理（収集運搬）業者及び浄化槽清掃業者は、下水道の普及に伴い業務量が減少しその事業の転換、廃止を余儀なくされます。しかし、市町村はし尿処理（収集運搬）業務等の事業が下水道等によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも継続して行わなければなりません。このような事情に鑑み、影響を受ける業者の業務安定を保持し、廃棄物の継続的な適正処理に資することを目的に昭和50年に制定された法律です。

吉川の
考 察 ▶

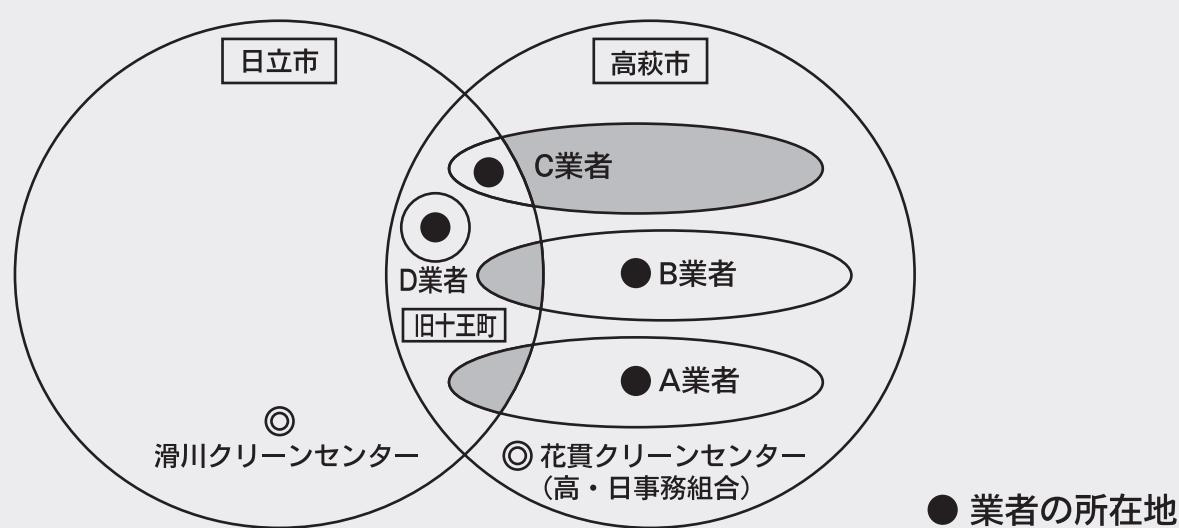
時代の流れとともに、下水道が整備されていくのはいいことなのですが、それに関わる業者の対応も考えていかなければなりません。これから縮小せざるをえないとわかっていても、続けなければいけないというのは、たやすいことではないと思います。それを何とか続けてもらっているのですから、業者の方が「し尿処理の仕事が少なくなって、急に生活に困るようになった」という状況はないよう、徐々に縮小されていけるように行政が対策を講じていくのは当然だと思います。また、今までの地域区分は、業者により高萩市と十王町の割合が異なるので（図参照）事務組合の解散により、許可権限と処理センターが日立市と高萩市と別々になることによって、業務を遂行するにあたり、非常にやりづらくなるそうです。そこで出ていたこの陳情によると、**行政による補償の一部実行を行ってくれれば、それ**それが、**日立市と高萩市の営業区分を完全線引きすると、（A、B業者は高萩だけ、C、D業者は日立だけというように）業者間は同意されているとのことです。**そこまで、話し合いを進めていただいているのだから、申し入れを無下にしないで、検討の場にのせればいいと私は思います。もちろん業者自身も、自らの企業努力で行政に頼りっきりになるのではなく、施策を考えていただく必要があります。

しかし、合特法により、絶対ではないとはいっても、業者に対して補償または、代替業務の提供をすることになっているにもかかわらず、何も回答しないで、今回初めて陳情書として取り上げたようなもので、無視してきたとされてもしょうがありません。誠意をもって、対応すべきだと私は考えております。

义

高萩市・日立市し尿処理許可業者区分

○区域区分



○許可期間

